

芝政観光開発株式会社にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領完了について

2012年9月6日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、企業再生支援委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の譲渡及び債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ株式及び債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

芝政観光開発株式会社（以下「対象事業者」という。）

2. 経緯

対象事業者につきましては、2011年3月3日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年3月24日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

同年5月には、芝政観光開発株式会社（旧会社）において事業再生計画に沿って会社分割が行われ、当該手続に際して機構は10百万円の現金出資等により芝政観光開発株式会社（新会社）の議決権割合の100%にあたる普通株式を取得していました。

なお、会社分割後の芝政観光開発株式会社（旧会社）は、事業再生計画に沿って清算手続を行っております。

その後、機構は対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般株式会社エル・ローズへの譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、機構は、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年10月1日までに株式譲渡を実行する予定です。また、併せて債権についても弁済受領が完了する予定です。

（注）株式譲受会社の概要は別紙のとおりです。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、10百万円の現金出資等により、議決権割合の100%にあたる普通株式200株を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 12,870 百万円の債権に関し、金融機関等から額面 6,364 百万円の債権買取りを行い、事業再生計画に沿って額面 6,164 百万円の放棄を行うとともに、会社分割手続を経て、その後担保処分等による一部弁済（14 百万円）を受けていましたが、今般、残債権全額に当たる 186 百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

5. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣：意見なし

以上

(別紙) 株式譲受会社の概要

◆株式会社エル・ローズ

住所 : 福井県福井市三郎丸四丁目200番地

代表者 : 前川長慶

設立 : 1979年月7月24日

資本金 : 2400万円 (2012年7月末日現在)

従業員数 : 133名 (2012年7月末日現在、単体ベース)

主な事業内容 : 衣料品 (インナーウェア等)、健康食品、美容品等の企画・製造・販売、スポーツクラブ、カルチャーセンター、スイミングスクール、デイ・フィットネスの企画・運営